

令和7年12月

(件名)

静岡県建設業審議会について

(建設経済局建設業課)

1 要旨

県の建設業施策については、静岡県建設業審議会において調査審議することとされており、課題や方策を「静岡県建設産業ビジョン」としてとりまとめ・公表するとともに、本ビジョンに基づいて担い手の確保・育成等の施策を推進している。

2 建設業審議会**(1) 概要**

名 称	静岡県建設業審議会
根 拠	建設業法第39条の2、静岡県建設業審議会条例
所掌事務	知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議
定 数	委員20人以内
任 期	2年

○現在の委員（令和7年4月1日就任（一部除く）、任期：令和9年3月31日）＊敬称略

区分	氏名	性別	職業（役職）	期数
関係各 序職員	田中 千晴 (任期: R7.5.1~)	女	静岡労働局雇用環境・均等室室長	1
学識 経験者	大脇 史恵	女	静岡大学人文社会科学部准教授	3
	田中 博通	男	東海大学名誉教授	1
	中澤 博志	男	静岡理工科大学理工学部教授	1
	坪川 武史	男	弁護士（伊藤総合法律事務所）	2
	白鳥 三和子	女	公認会計士（三和子 CPA事務所・税理士法人静岡みらい）	1
	大滝 綾乃	女	中小企業診断士（（一社）静岡県中小企業診断士協会）	2
建設工事 の需要者	中川 教子	女	静岡県消費者団体連盟副会長	2
	北原 律子	女	（株）清和不動産取締役	1
	染谷 絹代	女	島田市長	4
	宇田川 智子 (任期: R7.8.18~)	女	（株）アイケア代表取締役	1
建設業者	石井 源一	男	（一社）静岡県建設業協会会长	5
	市川 照	男	静岡県中小建設業協会副会長	3
	藤山 義修	男	（一社）静岡県建設コンサルタント協会会长	1
	三輪 容次郎	男	（一社）静岡県建設産業団体連合会理事	5

【参考】審議会等委員の選任基準（人事課通知抜粋）**第2 委員の選任基準**

- 審議会等の委員の選任については、女性の参画や審議会等の目的に照らした公正かつ均衡のとれた委員構成及び委員の十分な職責の遂行の観点から、原則として次の基準によるものとする。
 - 委員の構成については、女性委員の割合を40%以上とすること。
 - 一の者を委員として選任することができる審議会等の総数は、1人3件以内とすること。
 - 一の審議会等の委員に継続して選任することができる期間は、10年以内とすること。

(2) 審議会の開催状況

建設業審議会では、平成22年度に長期の休会からの再開後、知事の諮問を受けて「静岡県建設産業ビジョン」のとりまとめに向けた審議検討及びフォローアップを行っている。

年度	開催日	開催内容
平成22年度		平成17年2月以降、非常設化されていた審議会を再開（第1回）。
平成23年度		「静岡県建設産業ビジョン」の策定に係る調査審議（第2～5回） ⇒平成23年11月4日 知事へ答申
平成24 ～28年度		策定したビジョンのフォローアップ（第7～11回） 担い手確保・育成に向けた取組の検討（第12～15回） ⇒平成28年12月20日 「建設産業の担い手確保に関する提言書」を部長に提出
平成29年度		県の建設産業の活性化に向けた取組の検討（第16回）
平成30年度	9月13日 11月30日 3月11日	平成30年9月5日 知事が審議会へ「建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策（建設産業ビジョンの改訂）について」諮問 「建設産業ビジョン2019」の策定に係る調査審議（3回開催） ⇒平成31年3月25日 知事へ答申
令和元年度		（新型コロナウイルスの影響により中止）
令和2年度	12月22日	ビジョンのフォローアップ、職人基本法県計画の取組状況の点検
令和3年度	12月16日	ビジョン、職人基本法県計画のフォローアップ（対面、Web併用開催）
令和5年度	6月7日	ビジョン、職人基本法県計画のフォローアップ（対面、Web併用開催）
令和6年度	11月15日	ビジョン、職人基本法県計画のフォローアップ
令和7年度		

【参考：過去の審議会の活動状況】

昭和50年度以降 (答申実績)	昭和50年10月 「建設業に対して行うべき育成指導の方途について」 昭和51年10月 「入札制度のあり方（経営事項審査基準）について」 昭和53年3月 「建設工事標準下請契約約款の普及方法について」 昭和57年3月 「地方における建設業の振興策」
昭和58～63年度 (審議実績なし) ～平成6年度（休会）	中央建設業審議会の活動が活発化したため、その動向を見守ることとし、昭和63年10月の委員の任期満了を機に委員の選任を行わないこととした。
平成6年度（2月） ～平成8年度	（平成5年12月に中央建設業審議会から「地域における具体的施策を展開すること」との報告があり、審議会の活動を再開） 平成7年3月 知事が「建設産業の健全な発展を図るために方策について」諮問 平成9年3月 「静岡県建設産業ビジョン」を答申
平成9年度 ～平成15年度	建設業を取り巻く環境の変化が著しいため、建設業の今後のあり方について意見交換 平成16年3月 「静岡県建設産業の最近の動向と今後の課題」を報告
平成16年度以降 (審議実績なし)	平成16年度は大きな環境変化はないため、平成16年度は活動せず、平成17年2月28日で委員の任期が満了。以後、審議すべき事項が発生するまで委員の選任は行わず。

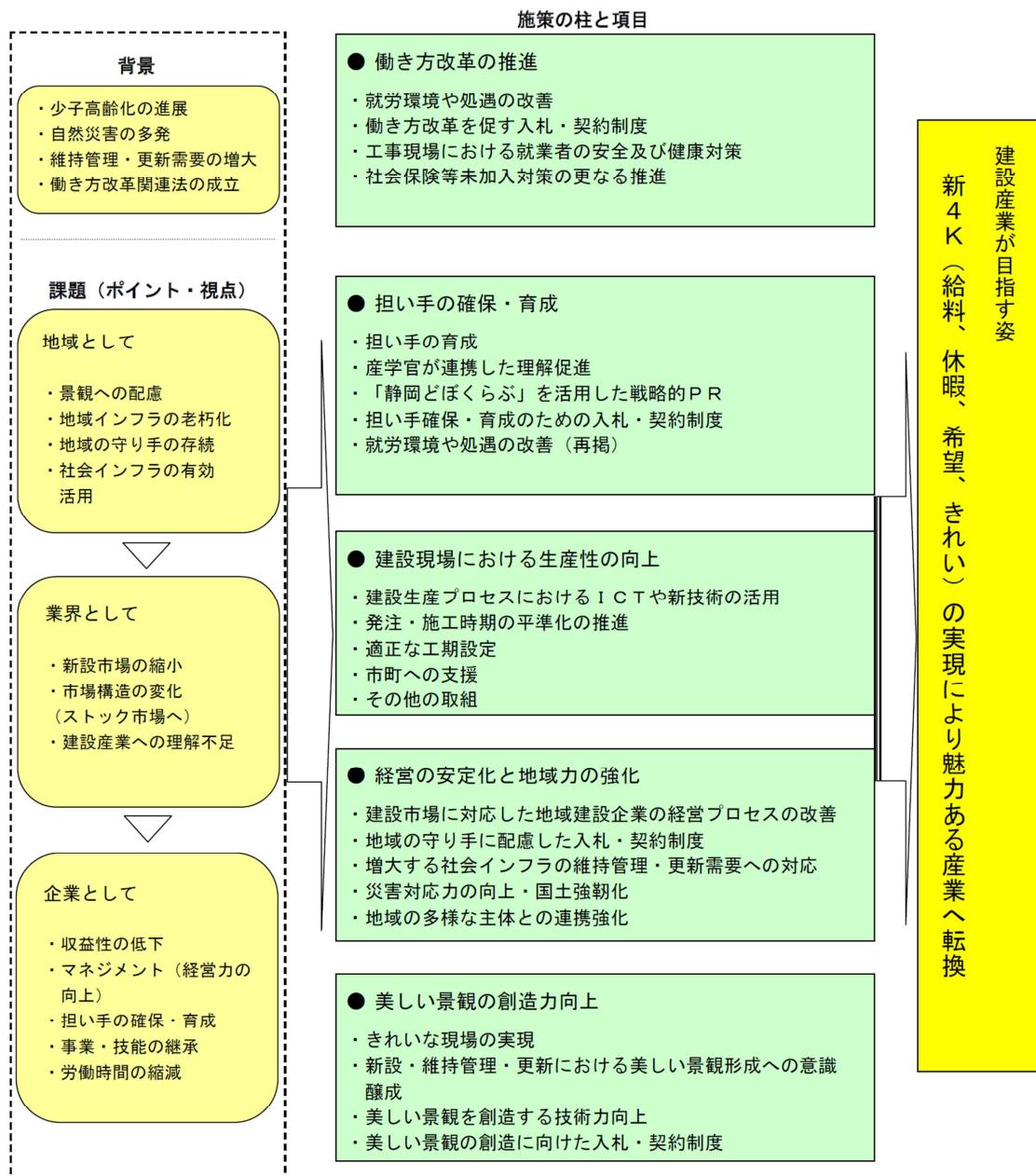
3 建設産業ビジョン

(1) 概要

県では、静岡県建設業審議会の審議検討を踏まえて、「静岡県建設産業ビジョン」を策定し、これに基づき取組を推進している。

現行のビジョンは、平成31年3月に策定された「静岡県建設産業ビジョン2019」で、国土交通省の「建設産業政策会議」において2017年7月に提言された「建設産業政策2017+10」も踏まえたものとなっている。

名 称	静岡県建設産業ビジョン 2019 ～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～	
策定年月	平成 31 年 3 月	
取組期間	5 年（短期）、10 年（中期）の目標値を設定	
取組の柱	○働き方改革の推進 ○建設現場における生産性の向上 ○美しい景観の創造力向上	○担い手の確保・育成 ○経営の安定化と地域力の強化



【各種指標の進捗状況】

柱	指標名		基準値 (H29)	現状値 (R5)	期待値	目標値 (R9)	評価
1働き方改革の推進	成果指標	年間実労働時間	2,220時間	2,352時間	2,060時間	1,900時間	基準値以下
	成果指標	建設業許可業者の社会保険加入率(適用除外を除く)	95.70%	99.80%	100.00%	100.00%	B
	活動指標	週休2日工事入札の実施件数(県発注工事)	1.3% (28件)	73.9% (2,003件)	発注件数の60%	発注件数の100%	A
2担い手の確保・育成	成果指標	建設業生産労働者年間賃金総支給額	4,122.2千円	5,614千円	4,510千円	4,768千円	目標値以上
	成果指標	建設業従業者数(維持目標)	10万5,000人	10万2,000人	9万8,800人	9万6,000人	B
	活動指標	若手技術者育成型入札の実施件数(県発注工事)	26件	41件	100件	100件	C
	活動指標	建設業への就業者数(高校卒業者)	388人	338人	500人	500人	基準値以下
3建設現場における生産性の向上	成果指標	売上高経常利益率 ※経常利益／売上高×100(%)	2.92%	3.62%	3.30%	3.30%	目標値以上
	活動指標	工事着手日選択型工事の実施件数(県発注工事)	19件	345件	100件	100件	A
	活動指標	平準化率(α :県) $\langle \alpha = \text{稼働件数} \rangle$	$\alpha = 0.7$	$\alpha = 0.73$	$\alpha = 0.84$	$\alpha = 1.0$	B
	活動指標	平準化率(β :県) $\langle \beta = \text{稼働金額} \rangle$	$\beta = 0.75$	$\beta = 0.74$	$\beta = 0.84$	$\beta = 0.84$	B
	成果指標	平準化率(α :市町) $\langle \alpha = \text{稼働件数} \rangle$	$\alpha = 0.36$	$\alpha = 0.69$	$\alpha = 0.64$	$\alpha = 0.8$	B
	成果指標	平準化率(β :市町) $\langle \beta = \text{稼働金額} \rangle$	$\beta = 0.48$	$\beta = 0.69$	$\beta = 0.64$	$\beta = 0.8$	B
4経営の安定化と地域力の強化	活動指標	地域を守る事業者維持・育成入札の実施件数(県発注工事)	46件	40件	100件	100件	C
	成果指標	ICTを導入した建設企業者数(県発注工事受注企業者)	累計31社	250社	100社	100社	目標値以上

(2) 次期建設産業ビジョンの検討

「静岡県建設産業ビジョン2019」策定から7年目を迎えるにあたり、第三次担い手3法の施行、次期県総合計画の策定等の状況を踏まえ、「新建設産業ビジョン」の策定に向けて、現ビジョンの見直しに着手する。

今後、以下のスケジュールで審議会等における審議等を行っていく。

- 令和7年12月上旬 関係団体意見聴取
- 12月23日 第1回建設業審議会
- 令和8年1月中順 パブリックコメント
- 2月中旬 第2回建設業審議会
- 3月上旬 新ビジョン公表

○静岡県建設業審議会条例

昭和31年10月16日

条例第66号

静岡県建設業審議会条例をここに公布する。

静岡県建設業審議会条例

(設置)

第1条 建設業法(昭和24年法律第100号)第39条の2の規定に基き、静岡県建設業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、知事が任命又は委嘱する。
- 3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は、同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の3分の2以上であることができない。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を總理する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 関係各庁の職員のうちから任命又は委嘱された委員を除く他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者の数が出席委員の総数の2分の1を超えるときは、議事を決することが

できない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会には、専門的事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、交通基盤部において処理する。

(一部改正〔平成19年条例1号・22年4号〕)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事がこれを招集する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。